

報告第 9 号

令和 3 年度岩倉市公共下水道事業資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度岩倉市公共下水道事業資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

令和3年度岩倉市公共下水道事業資金不足比率報告書

(%)

	資金不足比率
算定結果	—
経営健全化基準	20.0